

V 雇用保険の給付との調整に関すること

Q1 雇用保険の基本手当(失業給付)を受給した場合、信用金庫年金の年金は支給されますか？

A1

雇用保険の失業給付を受けている間は、国の老齢厚生年金と当基金の基本年金が全額支給停止になります。なお、加算年金(DB加算年金、CB加算年金)は、全額支給されます。

Q&A



Q

基本手当の額が少額でも年金は支給停止になるのですか？



A

基本手当の額の多寡に関わらず基本手当の受給期間に応じて、年金は支給停止になります。

※基本手当は日単位で、年金は月単位で支給されるため、基本手当を1日でも受けるとその月の年金は停止します。これを調整するため、基本手当の支給日数を月数に換算し、その月数より年金の支給停止月の方が多く場合、後でその月分の年金が支給されます。

※65歳になる前に一般被保険者として失業認定を受けて基本手当の受給が65歳以後となる場合は、年金との併給調整はありません。